

平成20年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年9月1日

午前10時00分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	建 設 課 長	加 藤 保 幸
観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和	都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志
都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至	教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也
生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一	上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司
上 水 道 課 長	佃 田 眞 規		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 予算常任委員長報告について
- 日程 7. 議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例について
- 日程 8. 議案第39号 斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び
処分に関する条例について
- 日程 9. 議案第40号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10. 議案第41号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）につい
て
- 日程11. 議案第42号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）について
- 日程12. 議案第43号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）について
- 日程13. 議案第44号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第
1号）について
- 日程14. 議案第45号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について
- 日程15. 議案第46号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の

変更について

- 日程 16. 議案第 47 号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについて
- 日程 17. 承認第 9 号 町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について）
- 日程 18. 承認第 10 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 20 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）について）
- 日程 19. 認定第 2 号 平成 19 年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 20. 認定第 3 号 平成 19 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 21. 認定第 4 号 平成 19 年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 22. 認定第 5 号 平成 19 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 23. 認定第 6 号 平成 19 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 24. 認定第 7 号 平成 19 年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 25. 同意第 2 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて（その 1）
- 日程 26. 同意第 3 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて（その 2）
- 日程 27. 同意第 4 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前10時00分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより、平成20年第3回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成20年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業も円滑に推進させることが出来、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本日、9月1日より斑鳩町総合保健福祉会館が開館となり、子育て支援、健康の保持増進及び福祉施策の向上に役立つ施設となるよう、運営の充実に努めてまいります。

また、本日は防災の日でもあり、日ごろから危機管理に対処すると共に、本格的な台風シーズンを控え、みずからのまちはみずからが守る体制づくりを推進し、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、万一災害が発生した場合は、迅速かつ的確な行動が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会は、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についてなど21議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、7月28日から8月1日までの間、辰巳、中西両監査委員には、猛暑の中5日間にわたりまして、平成19年度の決算審査について克明にご審査をいただき、そのご労苦に対し深く感謝いたしますと共に、講評としていただきましたご意見、指摘事項につきましては、真摯に受け止め、今後の行政を推進していく上で十分その意を反映してまいりたいと考えております。

平成20年度も既に5カ月が過ぎ、今年度予算における各施策の円滑かつ効果的な事業執行に積極的に取り組んでいるところであります。議員皆様方のより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、7番、嶋田議員、9番、中西議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月24日までの24日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月24日までの24日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成20年第2回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

6月定例会後、閉会中の8月19日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者側より報告を求めました。

まず1番目に、公共下水道事業について。

平成20年度の工事進捗状況ですが、神南汚水幹線工事については、予定どおり竣工いたしました。次に、龍田西汚水幹線工事につきましては、約780メートル、シールド機械を掘進し、進捗率約70%となっています。

次に、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更については、県道斑鳩三郷王寺線の地下埋設物の状況を事前に調査したところ、奈良県営水道施設付近での県営水道築造に伴う仮設物が道路内に残存しているのを確認。このため、仮設物の一

部撤去と、これを回避するため、直線施工を曲線施工に切り替え検討を進めた結果、地下埋設物調査及び関係機関との調整、施工協議等に日数がかかり、工期について、当初、平成20年10月31日の完成予定が、調査、協議に要した日数約3カ月を加え、平成21年1月30日に変更し、引き続き慎重に工事の施工を進めたいとの報告がありました。

次に、3月定例会に契約の議決をした神南3丁目から神南5丁目地内2工区－1工事、進捗率10%となっています。

次に、平成19年度の繰り越し事業として進めている興留1丁目地内14工区－7工事は、推進工事に着手。服部1丁目地内11工区－6工事は、本管理設工事及び取付管推進工事を進めており、双方とも進捗率約40%となっている。

次に、6月議会定例会で契約締結の議決をした神南3丁目地内2工区－2工事及び興留1丁目地内14工区－8工事については、関係機関との協議及び家屋事前調査等準備工を進めており、進捗率約5%。また、龍田2丁目地内4工区－3工事は、龍田神社前の町道において推進工事等を進めており、進捗率40%となっている。次に、小吉田1丁目地内3工区－3工事及び龍田西6丁目地内1工区の10工事は、いずれも関係機関との協議及び家屋事前調査等準備工を進めており、進捗率約5%となっている。

次に、平成20年7月末現在の接続に関する状況ですが、申請受付件数が1,584件、検査済み件数が1,556件、融資あっせん利用件数が27件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が17件との報告がありました。

委員より、県水の残存物の状況について、また接続申請状況について、浄化槽雨水貯留施設転用申請についての質疑があり、本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、2番目に、都市計画道路の整備促進について。

まず、いかるがパークウェイについては、稲葉車瀬地区における埋蔵文化財の発掘調査については、2カ所の区間の調査が実施されている。また、いかるがパークウェイとの取り付け道路の整備では、休日診療所の西側、服部道から北へ通ずる道路について、土地の境界の立ち会いを実施し、今後、境界が確定後、用地買収面積確定が明確になれば、地権者の方の協力をいただけるようになっている。

続いて、五百井、興留区間については、昨年12月に実施した土地の境界の立ち会いにより図面ができ、今後確認の作業をするようになっている。また、五百井地区の一部

については、昨年度で補償調査を実施したことから、今後、具体的に交渉をするための準備が進められている。

次に、岩瀬橋から三室交差点間への接続に必要な道路構造、交差点計画については、西和警察と交差点協議が行われる予定となっており、その結果を踏まえてさらに具体的な構造検討を加えた後、案がまとまり次第、近隣地域の方々とも協議をする予定となっている。

以上が、パークウェイについての進捗状況です。

続いて、都市計画道路法隆寺線について。6月定例会で議決した都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事については、現在まで進捗率10%となっている。

委員より、埋蔵文化財の発掘について、岩瀬橋から三室交差点間への接続に必要な道路構造と近隣地域との協議等について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、3番目に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて。

駅南口の1号線は、現在まで地元関係者に対し整備に向けて概要説明を行い、概ねご理解をいただいている。また、県道の跨線橋下の改良部分に、一部民地部分の用地協力をお願いし、そのための諸作業を進めている。JR用地については、工事概要について協議を行いながら、現在、設計作業を進めている。

2号線については、新家地区内のアクセス道路の関係で個々に対応。代替地の確保の条件や残地の買収などの要望を受けており、条件整理後、具体的な交渉に向け、現在、調整を進めている。また、将来的に駅前にアクセスする道路、新家地区北側の市街地部分については、道路線形や駅前広場の計画を検討するに当たり、現在、調査業務を発注している。

次に、北口の5号線については、沿道地権者の方々への個別対応を、6月から7月にかけて道路計画に基づき説明を行い、ご理解を求めている。また、5号線西側の地権者の方々についても、歩道設置の計画を示し、ご協力をいただくようお願いしている。

委員より、都市計画決定をしない理由について、駅前整備に係る土地利用について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

以上、継続審査案件については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、9月定例議会に提出が予定されている案件について、（1）三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについて、（2）平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について、それぞれについて、本定例会に提出が予定され

ているということで、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員からは、下水道工事請負契約額の増額変更について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

次に、各課報告事項として、（１）平成２０年度斑鳩町一般会計補正予算（第４号）について、（２）平成２０年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、（３）線引きの見直しについて、（４）観月祭の開催について。

委員より、線引き見直しに係る資料の作成業務について、また斑鳩町が現在使用している地図について、また観月祭の開催費用について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

ほかに理事者側から報告を求めたところ、前回委員会において委員より、竜田大橋の高欄の親柱の名板の名称の使い方で、竜田のタツの漢字を統一出来ないかとの指摘があり、その回答についての報告がありました。県とも相談した結果、統一することは難しい。竜田川は易しい方の竜を使い、字名については難しい龍を使用するとの報告がありました。

その他について、委員より、旧竜田大橋の橋名板の所在について、また大雨による並松地区の床下浸水について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

以上が、閉会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程４、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。１３番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る８月２１日木曜日に、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、１、継続審査案件の総合保健福祉会館の運営に関することについてを議題とし、７月１日より健康対策課の所管となり、健康対策課長より説明を受けました。

委員の皆さんから意見をいただいた中で、設計者と協議をして手直し出来るところは手直しをし、７月１０日に町に引き渡しを受けていること。備品の購入については、６つの分野に分けて６月１９日に入札を行い、整備が完了していること。施設の管理方法

については、総合管理ということで、総合窓口案内、貸し館業務などの管理業務、電気、冷暖房、給排水などの設備管理業務、館内外の清掃業務、空気環境の測定、飲料水の水質検査などの建築物環境衛生業務、植栽への散水、剪定など維持管理業務と、全館を一体的に管理することとして、8月20日に入札を行い業者が決定していること。

また、登録団体の受け付け状況については、6月より受け付けをしているが、8月20日現在で、要綱にあるボランティア団体11団体、小地域福祉会55団体、窓口登録で8団体の合計74団体となっており、また7月1日から貸し館の申請を受け付けているが、会議室19、大会議室5の計24件の申請を受けていること。

また、総合保健福祉会館をより多くの方に知っていただくため、9月に保健センターの事業を集中して行うと共に、特に9月6日、13日の土曜日には、健康対策課、福祉課で、臨床心理士による講演会や子育てに関する講演会、調理実習室でのヘルシー料理教室などを開催し、広い世代、多くの方々へのPRに努めていきたいとの報告を受け、委員より質疑をお受けしました。

1つとして、膝が痛いという方がたくさんいらっしゃるが、歩行浴により筋肉をつけることが効果的であるということも聞くが、指導員などはつけてもらえるのかというのに対しまして、歩行浴については、指導員というよりも監視員をつけるという考え方で、指導員については予定をしていないという答弁がされました。

2つとして、出入り口の安全確保のためのカーブミラーを要望してきたが、どう対応したのかというのに対し、歩道も広くとっており、見通しもよいので、停止線で一たん停止を確実に行っていただければ安全確保が出来るということで、正面についてはカーブミラーを設置しておらず、西側出入り口については、見通しが悪いのでカーブミラーを設置しているという答弁がされました。委員より、今後も事故のないよう安全確保を確実にするようにと要望がされております。

また、3つとして、広報紙によるお知らせだけでは、なかなか皆さんに周知が出来ない状況がある。会館の中身が余り知られていないというふうに感じられるので、色々な機会をとらえて、また自治会組織にも積極的に見学などしてもらうなど周知に努められたいなどの意見があり、一定の審査をしたということで終わりました。

次に、2番目といたしまして、各課報告事項についてを議題として、順次報告を受けることといたしました。

その1、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、資料

である歳入歳出総括表に基づき、住民生活部所管について説明を受けました。

それに対しまして、75歳以上の方の健康診査の対象者数と受診率について尋ねられ、対象者2,610名のおよそ35%を見込んで補正予算を組んでいると答弁されています。また、全員に受診券を送付したと言われたが、生活習慣病など慢性疾患があり、受診出来ない方にはどのような対応になるのかという質問に対し、町では疾患の状況がつかめないで、県の医師会にお願いをして、かかっておられる病院などで、受診出来ない時の説明をしていただくということにしていると答弁がされました。

また、その2として、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これにつきまして、交付金、抛出金などの確定によるものが主なものであるというふうな説明があり、後期高齢者支援金分の大幅な増額補正となったことについての質疑がされ、一定の答弁がされています。

続いて、3つ目といたしまして、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、平成19年度の決算の確定によるもので、歳入歳出総括表に基づいて説明を受けました。

介護保険の3年ごとの見直しについて、また繰越金が多額になっていることについての質疑がされ、一定の答弁がされています。

続いて、4つ目といたしまして、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、市町村においてきめ細かく住民対応をするために、1台であった端末機をふやすという説明があり、これについては特に質疑はありませんでした。

続いて、5つ目といたしまして、後期高齢者医療保険料等に係る見直しについて、6月12日に、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について、見直しの方針が出され、1つとして保険料の軽減について、2つとして普通徴収の対象者の拡大についてなど、資料に基づき説明を受けました。

これに対して、これらの件とあわせて、制度が変わったことも含めて、相当な問い合わせがあったのではないかと思う。それらの報告をしてほしいという意見があり、理事者より、7月10日に、国民健康保険税と後期高齢者医療の保険料の額の決定通知書、納付書、特別徴収の開始通知を送付したところ、7月14日から18日の5日間で、電話、来庁合わせて557件、7月22日から25日の4日間で148件あったと報告がされています。

また、その他の報告として、1つとして、国保医療課の嘱託徴収員の原付きバイク同

士の出会い頭の事故について、2つとして、敬老会の内容と対象者の出席への啓発についての取り組みの報告を受けて、報告事項については終わらせていただきました。

次に、その他を議題といたしまして、委員より質疑、意見をお聞きいたしましたところ、1つとして、憩いの家について、修繕の要望やその処置について、また今後の存続について、2つとして、理学療法士について、3つとして、社会福祉協議会の生活福祉資金や県の1人親家庭の貸し付け制度の利用状況や返済状況、また保証人についてなどの質疑があり、一定の答弁がされております。

最後に、決算審査特別委員会委員を選出し、委員会を終わらせていただきました。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要ですが、詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

去る8月20日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会し、閉会中における継続審査案件及び当委員会所管に係る事案について審査を行いましたので、その概要についてご報告いたします。

初めに、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

まず、（仮称）文化財活用センターの整備について、理事者より、前回の委員会において、9月議会での議決を得、着手すべく入札の準備を進めているとの報告をしたが、入札公告を行ったところ、競争入札資格確認申請の受け付けが1社となり、契約審査委員会で審査を行ったところ、入札参加申し込み時点で1社では、競争の原理が働かないということから、入札を延期し、12月議会の議決を目指して再度入札事務を進めたいとの報告がありました。

次に、史跡中宮寺跡の整備について、6月19日に整備検討委員会を開催し、8月4日より発掘調査に着手しているとの報告を受けました。

委員より、文化財活用センターの入札について、1社だけの応募ということについて、

町はどのように考えているのかとの質疑があり、理事者より、一般競争入札については、参加者が1社となった場合でも入札は有効と解釈されるが、その競争性の確保をいかに保つかというところで、町においては、予定価格の事前公表を行っており、この点に関して疑義が生じるものと考えられることから、契約審査委員会に諮り、少しでも疑義が生じるものは避けるべきとの判断をし、入札を延期した。

また、1社のみの参加については、公共事業の入札については、全国的に入札不成立が増加している状況にあり、この大きな要因としては、建築資材や作業員の賃金の高騰、また建築工事においては、民間マンションの建設や設備投資の増加などが主な要因と挙げられており、本件についても、このようなことが背景にあるのではないかと推測するとの答弁がありました。

次に、9月定例議会の付議予定議案についてであります。

初めに、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について、及び特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、議会議員の報酬等に関しての関連した議案でありますので、一括して説明を受けました。

内容としては、地方自治法の改正により、議員報酬の支給方法が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっていることを明確にするため、特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例から議員報酬の支給方法等に関する規定を分離し、新たに斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を制定するものであるとの説明を受けました。

次に、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に関する条例について、理事者より、史跡藤ノ木古墳の整備が完了したことから、藤ノ木古墳整備基金を廃止すると共に、本町に受け継がれ、現存する貴重な歴史文化遺産を守り、次の世代に引き継ぐため、新たに斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金を設けるための条例であるとの説明がありました。

委員より、基金の管理について及びふるさと納税との兼ね合いについて質疑があり、理事者より、基金については定期預金等で管理をしてみたい。また、ふるさと納税については、今回創設する基金は、斑鳩の里に受け継がれた歴史文化遺産を守り伝えていくために創設するもので、斑鳩の歴史文化遺産を大事に思っただけの方の意向を可能な限り反映出来るよう、特定の史跡等を対象とはせず、広く活用出来るものとし、

ふるさと納税制度の活用も視野に入れての条例設計を行ったとの説明がありました。

以上が、9月定例会の付議予定議案についての概要であります。

次に、各課報告事項についてであります。

まず初めに、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、理事者より、当委員会の所管に係る歳入歳出の補正予算として、歳入では、地方特例交付金の交付額決定による増額補正、減収補てん特例交付金等の増額補正、普通交付税交付額の決定による増額補正、歴史文化遺産の保全と活用のための寄附に伴う増額補正、藤ノ木古墳整備基金繰入金の追加補正、平成19年度一般会計の余剰金の確定による繰越金の増額補正、JR法隆寺駅周辺整備事業債について、今年度前期の起債同意予定額の確定による増額補正。

歳出では、地方税ポータルシステム導入に伴う追加補正、学校校舎の2次耐震診断を前倒しとして実施するための追加補正、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立金の追加補正、地方債の変更として、起債同意予定額の確定によるJR法隆寺駅周辺整備事業の限度額の補正について説明がありました。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償請求上告提起兼上告受理申立事件について）及び町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）は、関連する報告事項でありますので、一括して報告を受けることといたしました。

理事者より、峨瀬集会所に伴う損害賠償請求控訴事件について、大阪高裁の判決は極めて不当な判決であり、最高裁に上告することとし、その手続と上告に伴う弁護士への着手金の補正についての専決処分であるとの説明がありました。

委員より、専決処分をした法的根拠はあるのか、他の行政区等でも行っているのかとの質疑があり、理事者より、上告審の場合は、14日以内に裁判所に上告する必要があり、県においても上告する場合はすべて専決処分、地方自治法第179条第1項、いわゆる議会を開くいとまがないということで専決処分を行っているとの答弁がありました。

次に、放課後子どもプランについて、理事者より、放課後子どもプランについては、今年度は試行的に9月から11月の3カ月間、毎週水曜日の放課後から午後5時ごろまで行う予定で、4年生から6年生を対象に募集を行ったところ、アンケートでは244名の参加希望があったにもかかわらず、3小学校で14名の希望者となり、運営委員会

で検討した結果、試行的に進めていくということになり、各協力団体と打ち合わせを行っているところであるとの報告を受けました。

委員より、アンケートでは244名あったのが14名となったことについて、なぜこうなったのか、事後調査はしたのか、また3カ月間試行ということであるが、中止も含め検討してはどうかとの意見があり、理事者より、運営委員会でも色んな議論があった、試行していく中で、興味を示してくる生徒もいるのではないかということで、3カ月間は試行していきたいとの答弁がありました。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程6、予算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における予算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員長報告をさせていただきます。

閉会中の8月22日、1名の委員が欠席され、委員5名の出席のもと予算常任委員会を開会いたしましたので、その審査の概要について報告いたします。

初めに、各課報告事項として1件の報告がありました。

町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）ですが、本年6月27日、大阪高等裁判所において、峨瀬自治会集会所建設に伴う損害賠償請求控訴事件についての判決がありました。

判決の主文としては、1、原判決を次のとおり変更する。2、被控訴人は、小城利重に対し、2、194万6,899円及びこれに対する平成16年6月26日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを請求せよ。3、控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。4、控訴費用は、第1、2審を通じ、これを5分し、その3を被控訴人の、その余を控訴人の各負担とする、というものであります。

町としては、この判決を不服とし、直ちに最高裁判所に上告の手続をとることとし、弁護士への着手金5万500円について補正予算を組み、平成20年7月7日付で専決処分をしたことについて議会に報告し、承認を求めるとの説明がなされまし

た。

委員から、予算総額の変更の表現について、また1審から2審へと全く逆の判決結果になった経緯について、さらに岷瀬自治会集会所建設にかかわる一連の行為については、町の顧問弁護士と相談しながら対応したのかとの質疑があり、理事者より、歳入も歳出も総額は変更していないという表現であること。また、1審と2審で全く逆の判決が出たことについて、1審については、無償譲渡及び補助金交付が町の要綱を逸脱する違法な行為ではないという判決であったが、高裁・2審については、まず無償譲渡と補助金交付について、財務会計上違法であるとの判断がされ、その理由として、あれは無償譲渡ではなく補助金であり、譲渡した土地の価格1,440万と岷瀬自治会が土地を購入した時に町が出した補助金が300万円を超えており、合計すると斑鳩町地域集会所施設整備費補助金の上限である1,500万円を超えており、要綱に違反しているというのが1点。さらに、1審では自治会の公益性が認められていたが、2審ではそれが認められなかったという、この2点を基本として、1審と2審で全く逆の判決となった。さらに、一連の行為については、顧問弁護士と相談しながら行った。また、判決については、6カ月から1年以内に出るだろうとの答弁がなされました。

以上、各課報告事項については、9月定例会に提案され、本会議初日に承認を求められる予定であり、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、継続審査案件として、予算補正を必要とする事務事業について、9月定例会に提案を予定されている一般会計と特別会計に係る補正予算5件について、報告、説明を受けました。

まず最初に、1、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に1億8,531万5,000円の追加を行うものである。さらに、今回特に国の緊急措置が拡大されたことによって、小中学校の耐震化計画を前倒しして耐震2次診断を行うということでしたので、委員会として資料も提出いただき、あわせて各担当課長より説明を受けました。

質疑をお受けしたところ、委員より、今回の資料に示される耐震2次診断調査は、残っているすべての校舎が含まれているのか、国の補助金割合は幾らか、またいきいきの里管理運営事業費について、さらに耐震診断について、診断後耐震化工事に取りかかるまで、長いものでは8年もの間があるがどうなっているのか、またわかっているものについて耐震診断後のIS値が幾らだったのかとの質疑があり、理事者より、資料には昭

和56年以前の建物しか掲載していない。それ以外のものとしては、斑鳩南中学校が昭和58年、斑鳩東幼稚園が昭和57年の建築である。また、給食棟については、1階200平方メートル以上が補助対象となっており、現状はそれ以下であるため対象から除外している。

また、補助率については、6月に法改正があり、3年間の時限措置で国の補助制度が拡充されており、耐震2次診断の結果、IS値が0.3以下のものについては、耐震補強にかかる公費2分の1が3分の2になる。

さらに、いきいきの里管理運営事業費については、一番大きなクーラーの室外機プラス細かい修繕も含めて106万4,000円の補正を組んでいる。クーラーの室外機みの修繕費は、49万7,700円である。新品を買うか修繕するかどちらも検討した結果、修繕することにした。

また、診断後工事に取りかかるまで数年年数がある点についての質疑に対し、理由として、財政的な事情が大きい。町としては、IS値0.3以下の建物があるかどうかまず診断し、もしあるならば、そちらから最優先に対応していきたいと考えている。また、各校舎のIS値についても、それぞれ答弁がなされました。

次に、2、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に2,374万6,000円の減額を行うということで、担当課長より説明を受け質疑をお受けしたところ、委員より、介護納付金について質疑があり、理事者より、今年度の概算で400万円程度、平成18年度の精算として2,000万円程度の払い過ぎがあったので、合わせて今回2,400万円程度の減額になったとの答弁がなされました。

次に、3、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、平成18年度から平成20年度までの継続事業として取り組んでいる公共下水道龍田西汚水幹線工事について、直線施工を予定していたが、障害物を避けるため曲線施工を行う。そのために、工事総額を5億円から5億1,000万円に、また平成20年度の年度割額を1億5,000万円から1億6,000万円に増額補正するものである。しかし、今年度の工事請負費の執行残を活用することで、歳入歳出予算の総額の変更は生じないため、予算総額の補正は必要としていないということで、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、障害になっている残存物について質疑があり、理事者より、ボーリングロットで破碎も兼ねて調査したところ、スチールパイプ・鋼矢板が発

覚した。その調査とその後の協議に2～3カ月を要したとの答弁がなされました。

次に、4、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に4,161万6,000円の追加を行うということで、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、基金積立金の上限について、また第3期の計画として、当初の見込みと比べてどうなっているかとの質疑があり、理事者より、積立金については、上限はない、年度ごとで精算して積み立てをしている。また、当初の見込みと比べ給付費が下がっており、余剰金が出てきている状況である。

原因としては、平成18年度に大きな制度改正があり、認定区分の変更、介護予防重視の取り組み、事業者への監査システムの強化などの影響が考えられる。しかし、サービスが必要な人がサービスを受けられないといったことにはなっていないと考えているとの答弁がなされました。

次に、5、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、市町村窓口業務用の端末機を増設するとして、歳入歳出にそれぞれ40万7,000円の追加を行うということで、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、購入予定のパソコンの台数と入手方法について質疑があり、理事者より、台数は1台である。広域連合のデータを受け入れやすくするためのソフトなので、広域連合と、さらに町が契約している日本電子計算株式会社と調整をして購入を予定しているとの答弁がなされました。

また、報告として1件、理事者より、7月22日、国保医療課所属で国民健康保険税等徴収嘱託員の職員が、勤務中、原付自転車を運転していて、別の原付自転車と接触する事故を起こしており、保険会社によると、双方に過失割合が出るだろうということで、現在示談に向けて話し合いをしている。また、示談が成立した際には、損害賠償の決定と共に予算補正の必要が出てくることも予想され、その際には専決処分をしたいと考えており、その時には議会に報告し議案を提出したいので、あらかじめ理解を得たいということで今回報告を行うとの説明がありました。

これに対し質疑、意見等をお聞きしたところ、委員より、相手方の怪我の程度について質疑があり、理事者より、怪我の程度について一定の答弁がなされました。

以上、閉会中の継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、その他についてお聞きしたところ、委員より、来年度に向けての所得税、固定

資産税の伸びについて、現段階でどのような見込みを立てているかとの質疑があり、理事者より、現段階では来年度の推計はしていないが、経済状況を見る中では、法人税、住民税については落ちてくるであろうと見込んでいる。法人税については、予算段階で、大きな法人については、10社程度、経理担当者に法人税の見込みを電話で照会をかけている。住民税については、毎年1月に個人の給与支払い証明書が町に来るので、それを前年度と比較して推計している。また、固定資産税については、評価替えがなければほぼ見込みがつくので、新築分も含めて12月の段階で主な数字は出せる。このようなことから平成21年度の財政推計を行うが、今年度より税収が落ちることについては間違いないと考えている。しかし、その率については、報告出来る状況ではないとの答弁がなされました。

以上が、閉会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程7、議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について、日程8、議案第39号 斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に関する条例について、日程9、議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第41号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、日程11、議案第42号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程12、議案第43号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程13、議案第44号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程14、議案第45号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程15、議案第46号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について、日程16、議案第47号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについて、日程17、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について）、日程18、承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）、日程19、認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日

程 20、認定第 3 号 平成 19 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 21、認定第 4 号 平成 19 年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 22、認定第 5 号 平成 19 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 23、認定第 6 号 平成 19 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 24、認定第 7 号 平成 19 年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程 25、同意第 2 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて（その 1）、日程 26、同意第 3 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて（その 2）、日程 27、同意第 4 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意求めることについて、以上 21 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 21 議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方や、現在の状況等の説明を申し上げ、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

まずはじめに、斑鳩町総合保健福祉会館についてであります。いよいよ本日、開館の運びとなりました。これもひとえに、議員皆様方をはじめ、関係者皆様方の絶大なるご理解とご協力による賜物と感謝を申し上げる次第であります。

開館をいたしました 9 月は、開館を記念いたしまして、多くの住民皆様にご来館いただき、会館をご覧いただきたく、育児や健康についての講演会の開催をはじめ、さまざまな保健・福祉事業を行いますとともに、子育て支援センターの週 5 日の運用や、機能回復訓練コーナーでの介護予防事業の実施など、安心して子どもを生み育てられ、誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくりの拠点施設として、運営の充実に努めてまいります。

また、会館の管理につきましても、いつまでも美しく、そして住民皆様に広く親しまれる施設となりますよう努力をしてみたいと考えておりますので、今後とも、議員皆様には、よろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

稲葉車瀬区間においては、埋蔵文化財の発掘調査が引き続き実施されており、当該区間において未買収地となっております 2ヶ所についても、買収に向けて地権者との協議が

進められているところであります。

また、いかるがパークウェイへの取付け道路となる路線の整備について着手し、一部では土地の境界の立会いにご協力をいただき、今後、事業用地の協力をお願いしてまいる予定であります。

五百井・興留区間では、今後、昨年度実施いたしました土地の境界の立会いに基づく図面の確認を地権者をお願いしていくこととしており、昨年度で補償調査が実施されているところでは、今後、用地取得に向けて交渉を進めていただけると聞いております。

岩瀬橋から三室交差点間への接続に必要な道路構造や交差点計画についてであります。関係機関等の協議が行われており、更に具体的な構造検討を加えられたのち、近隣地域の方々とも協議がなされていく予定となっております。

次に、都市計画道路法隆寺線についてであります。

6月定例会において議決いただきました、都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事に着手いたしており、進捗率15%となっております。

なお、小吉田2丁目地内において、先行して発注しておりました擁壁工事については、6月末をもって竣工いたしましたところであります。

また、残っております事業用地1件につきましては、現地においても地権者と事業計画について協議、再確認等をいただきまして、事業への協力を求めてきたところでありますが、今後、さらにご理解をいただけるよう努力してまいります。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

駅南口の1号線、新家地区内の2号線、駅北口の5号線などそれぞれの路線において道路線形がまとまりましたことから、各路線の状況に応じて関係者の方々への計画説明及び事業用地の協力をお願いしているところであります。

なお、駅南口の1号線につきましては、9月末には工事の入札を執行してまいりたいと考えており、その準備作業を進めているところであります。

また、その他の路線につきましても計画に対するご理解、ご協力を得られるよう、なお一層の事業推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの整備についてであります。

今議会で議決をいただき、着工すべく入札準備を進めていたところでありますが、入札公告を行ったところ、競争入札参加の資格確認申請の受付が1社であったことから契約審査委員会において審議し、入札参加申込みが1社では競争原理が働かないことから、

入札を延期させていただくこととなり、本年12月議会での議決をめざして、再度入札事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共下水道の整備についてであります。

継続事業では、平成18年度に発注しました神南汚水幹線工事は6月に完了いたしました。一方、龍田西汚水幹線工事につきましては、シールド掘進中の障害物の回避及びマンホールの新設などの追加工事を予定していることから、工期の延期と請負額の変更を本議会の議案として上程いたしております。

また、平成19年度に発注し神南地区で施工しております2工区-1工事につきましては、発進立坑の築造作業を順調に進めているところであります。

面的整備では、繰越事業であります服部1丁目、興留1丁目地内の工事と本年度の工事であります龍田西6丁目、龍田2丁目、小吉田1丁目、興留1丁目、神南3丁目地内の工事を順調に進めております。

今後、興留9丁目と龍田2丁目の工事を発注し、約11ヘクタールの整備区域の拡大を見込んでおります。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連性がありますので一括して説明させていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）が、平成20年6月11日に成立、同月18日に公布されましたが、この地方自治法の一部改正のうち、議員報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっていることを明確にするため、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例から議員報酬の支給方法等に関する規定を分離することとし、新たに、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を制定するものであります。

なお、当該条例の制定及び一部改正につきましては、議員報酬に関する規定の整備を目的としたものであり、従前の報酬としての性質や支給方法等について変更はないものであります。

次に、議案第39号 斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に

関する条例についてであります。

本町に受け継がれ、現存する歴史文化遺産は、わが国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産であります。

この貴重な歴史文化遺産を守り、次の世代に引き継ぐとともに、担当常任委員会でもご意見がありましたが、ふるさと納税寄附金の受け皿として、新たに、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金を設けるための条例を制定するものであります。

なお、藤ノ木古墳整備基金につきましては、史跡藤ノ木古墳の整備が完了したことから、本条例の施行にあわせて廃止させていただくとともに、藤ノ木古墳整備基金に属する現金は、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金に引き継ぐこととしております。

次に、議案第41号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,531万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ79億2,747万5千円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず歳入予算の補正では、第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金で、平成20年度の交付額の決定により、1,298万1千円の増額、また、第2項特別交付金では、同じく今年度の交付額の決定により、8万7千円の増額補正をお願いするものであります。

第10款地方交付税、第1項地方交付税におきましても、平成20年度の普通交付税交付額の決定により、6,004万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、歴史文化遺産の保全と活用として、ご寄附をいただきましたことから、9万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第18款繰入金では、第1項基金繰入金で、議案第39号のところで申し上げましたように、藤ノ木古墳整備基金を廃止し、新たに創設する「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」に基金に属する現金を積み立てることから、676万2千円の取崩しをお願いするものであります。

次に、第19款繰越金では、第1項繰越金で、平成19年度会計の余剰金の確定により、9,703万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款諸収入では、第5項雑入で、後期高齢者健康診査について、その周知・普及を図る観点から、先般、対象者全員の方に受診券を配布させていただいたところであり、このため、後期高齢者健康診査の受診者の増加が見込まれることから、

後期高齢者医療広域連合からの事業委託金691万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債、第1項町債では、JR法隆寺駅周辺整備事業債について、今年度前期の起債同意予定額の確定により、140万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款総務費では、第2項徴税费、第2目賦課徴収費で、平成20年度税制改正による個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入に伴い、平成21年1月から公的年金等支払報告書の情報を電子的に受け渡しすることとされました。このため、地方税ポータルシステムを導入し、税務システム改修等の環境整備を行う必要があることから、平成20年度における所要額750万7千円の追加補正をお願いするものであります。

第3款民生費では、第1項社会福祉費、第10目障害福祉費で、平成19年度障害者自立支援給付費等国庫負担金の超過受入れにより、国庫に償還する必要があるため1,436万5千円の増額補正をお願いするものであります。

また、第11目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、ホール系統室外機などの修繕が生じたため、その所要額106万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第4目健康増進事業費で、歳入のところで申しあげましたように、後期高齢者健康診査の受診者の増加が見込まれることから、その費用696万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費では、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費で、今般、県から市街化区域と市街化調整区域との区域区分及び用途地域の指定の見直しに係るスケジュールが発表され、県においては、平成22年度での都市計画決定を目途として、今年度から見直し作業に入り、年内に市町村素案の提出を求められる予定となっております。このため、市町村素案の策定を行う必要が生じたことから、その所要額450万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費についてであります。学校施設の耐震化については、国の緊急措置が大幅に拡充されるなど、その対応が求められております。本町におきましても、児童・生徒の安全を確保するほか、学校施設が震災時の拠点となることから、現計画を

可能な限り、前倒して実施してまいりたいと考えております。本年度において、斑鳩小学校の本館及び資料館、斑鳩西小学校の本館、北館及び体育館並びに斑鳩中学校の体育館の2次耐震診断を前倒して実施するため、第2項小学校費、第1目学校管理費で2,650万6千円、第3項中学校費、第1目学校管理費で306万4千円の追加補正をお願いするものであります。

また、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、歳入のところで申し上げましたように、新たに「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」を創設してまいりたいと考えており、藤ノ木古墳整備基金に属する現金676万2千円を「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」に引き継ぐとともに、歴史文化遺産の保全と活用としていただいた寄附金9万円を積立てさせていただくため、685万2千円の追加補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正から生じました財源1億1,448万9千円を留保することといたしております。

次に、議案第42号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,374万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ37億5,305万4千円とするものであります。

まず、歳入予算の補正では、第2款国庫支出金につきましては、歳出の老人保健拠出金及び介護納付金の拠出額の確定に伴い、1,858万4千円を減額し、また後期高齢者支援金の拠出額の確定及び療養給付費負担金の医療給付費分において平成19年度での交付不足分が本年度で精算交付されますことから1,105万9千円を増額し、あわせて752万5千円の減額補正をお願いするものであります。

第3款療養給付費等交付金につきましては、平成19年度での交付不足分が本年度で精算交付されますことから、1,508万2千円を増額補正をお願いするものであります。

第4款前期高齢者交付金につきましては、本年度の概算交付金額の決定に伴い、7,794万4千円を増額補正をお願いするものであります。

第5款県支出金につきましては、歳出の老人保健拠出金及び介護納付金の拠出額の決定に伴い、623万5千円を減額し、また後期高齢者支援金の拠出額の決定に伴い、115万5千円を増額し、あわせて508万円の減額補正をお願いするものであります。

第6款共同事業交付金につきましては、歳出の共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金が増額補正になることに伴い、462万8千円の増額補正をお願いするものであります。

第10款諸収入につきましては、1億879万5千円の減額補正をお願いするものでありますが、内容としましては、歳出の前年度繰上充用金の補正に伴い同額の272万6千円、及び療養給付費負担金の医療給付費分で精算交付される過年度分396万9千円、並びに療養給付費等交付金で精算交付される過年度分1,508万2千円について、歳入欠かん補填収入で減額補正をお願いするものであります。また、歳出補正による減額に比較して歳入補正による減額が少ないことで生じる差額8,701万8千円のうち雑入で5,379万9千円、歳入欠かん補填収入で3,321万9千円の減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正であります。第3款後期高齢者支援金等につきましては、本年度の拠出額の決定に伴い、1,668万8千円の増額補正をお願いするものであります。

第4款前期高齢者納付金等につきましては、本年度の拠出額の決定に伴い、16万3千円の増額補正をお願いするものであります。

第5款老人保健拠出金につきましては、本年度の拠出額の決定に伴い、1,795万7千円の減額補正をお願いするものであります。

第6款介護納付金につきましては、本年度の拠出額の決定に伴い、2,454万2千円の減額補正をお願いするものであります。

第7款共同事業拠出金につきましては、退職被保険者の65歳以上の廃止による一般被保険者の変化などによりまして、その算定方法が変更となりましたことから、462万8千円の増額補正をお願いするものであります。

第12款前年度繰上充用金につきましては、執行額の確定に伴い、272万6千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第43号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成18年度から平成20年度までの継続事業により取り組んでおります公共下水道事業龍田西汚水幹線工事につきましては、工事実施に伴い請負額を変更することから、継続費について総額を5億1,000万円に、また、年度割額の平成20年度支出予定額

を1億6,000万円にそれぞれ1,000万円増額補正するものであります。

次に、議案第44号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,161万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ15億2,151万6千円とするものであります。

その内容といたしまして、歳入予算の補正では、支払基金交付金における介護給付費交付金について、給付実績に対する法令で定める割合の負担金及び交付金が入っておらず、その不足分374万7千円を翌年度精算として平成20年度において受け入れるため、増額補正をお願いするものであります。

また、平成19年度決算の確定に伴い繰越金につきましては、3,786万9千円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、国庫支出金、県支出金等から給付実績に対する法令で定める割合以上の介護給付費負担金及び交付金を受け入れており、翌年度精算として平成20年度に超過交付額を返還するため、償還金において940万円の増額補正をお願いするものであります。

また、平成19年度決算の確定に伴い諸支出金の第1号被保険者保険料還付金において18万1千円の増額補正を、また、基金積立金において、3,203万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第45号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入の補正予算では、第5款諸収入、第2項雑入、第1目雑入におきまして、40万7千円の増額をお願いするものであります。市町村窓口業務用の端末機を増設する費用に対して、国の特別調整交付金を受けた広域連合から費用相当額の交付を受けるものであります。

また、歳出におきましては、第1款総務費、第2項徴収費、第1目賦課徴収費で40万7千円の増額補正をお願いするものであります。後期高齢者医療制度の相談体制の充実を図ることから、市町村窓口業務用の端末機を増設するものであります。

次に、議案第46号 平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更についてであります。

継続事業として取り組んでおります斑鳩町水質改善下水道事業第11処理分区龍田西

汚水幹線工事につきまして、平成20年10月31日の完成を目指し工事を進めておりましたが、県道斑鳩三郷王寺線の地下埋設物を事前に調査したところ、奈良県営水道施設付近で施設築造に伴う仮設物が道路内に残存していることを確認いたしました。この残存物により当初計画の通りシールド機械が通過できないことから、急きょ曲線施工に切替え残存物を回避いたしました。この回避に係る残存物調査、関係機関との調整、施工協議及び施工に日数を要しましたことから、平成21年1月30日までの91日間の工期延期をお願いするものであります。

また、支障物の迂回工事及び到達立坑マンホールの築造工事などの追加工事を行うことから1,276万3,800円を増額し請負額を5億101万3,800円に変更をお願いするものであります。

次に、議案第47号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについてであります。

斑鳩町龍田西6丁目621番1他5筆の5宅地について、地形的な条件により三郷町公共下水道施設を利用することから地方自治法第244条の3の規定により、三郷町と施設の利用及び維持管理に関する協定を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について）であります。

去る6月27日、大阪高等裁判所において、峨瀬自治会集会所建設に伴う損害賠償請求控訴事件についての判決があり、1審の奈良地方裁判所の判決を変更し、町の一連の事務手続を否定したものであります。町といたしましては、この判決を不服とし直ちに最高裁判所に上告の手続きをとることといたしました。

上告期間については、民事訴訟法により、調書の送達を受けた日から2週間以内に提起しなければならないと定められていることから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年7月7日付けで専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）であります。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算のみを補正したものであります。内容につきましては、先ほどご説明させていただき

ました損害賠償請求上告事件に係る弁護士への着手金を支払う必要があることから、予備費から充当し、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で5万3千円の増額補正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年7月7日付けで専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、認定第2号から認定第7号までの6議案につきましては、平成19年度斑鳩町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

辰巳、中西両監査委員には、暑さ厳しいなか7月28日から8月1日までの5日間にわたり厳正な審査を賜り、誠にありがとうございました。

まず、認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

予算の執行にあたっては、引き続き一般財源の総額が減少する厳しい環境のなか、平成19年度予算執行方針に基づき、予算計上した歳入については、最大限にその財源の確保を図る一方、歳出にあつては、十分なコスト意識のもと、執行方法などをさらに精査するなどして効率的な執行に努めた結果、平成19年度一般会計歳入歳出決算は歳入決算額が87億8,351万5千円、歳出決算額が83億9,880万3千円となり、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は3億8,471万3千円となりました。

この形式収支から、諸般の事情により、やむを得ず翌年度へ繰り越した事業に係る翌年度へ繰越しすべき財源1億3,767万6千円を差し引いた実質収支額は、2億4,703万7千円の黒字となっております。

はじめに、歳入決算の状況についてであります。

平成19年度の歳入決算額は、87億8,351万5千円で、前年度の決算額と比較して、4億3,370万5千円、4.7%の減となっております。

その主な内訳につきましては、町税が31億8,797万3千円、構成比36.3%、地方交付税が18億4,418万1千円、構成比21.0%、町債が17億5,260万円、構成比20.0%、国庫支出金が5億577万6千円、構成比5.8%、県支出金が3億2,901万7千円、構成比3.7%等の順となっております。

これを前年度決算額と比較しますと、町税は、本格的税源移譲により、対前年度比2億6,883万2千円、9.2%の増となっております。

地方交付税につきましては、地方財政計画の圧縮などにより、国全体の地方交付税総額が4.4%減少する中、本町においては、基準財政需要額における義務教育施設整備事業債及び地域総合整備事業債の償還完了に伴う事業費補正分の減額等により、対前年度比1億2,566万5千円、6.4%の減となっております。

町債では、JR法隆寺駅周辺整備事業債、道路新設改良事業債、地方一般財源の不足等に対処するため、発行が認められている臨時財政対策債・減税補てん債が減額となったものの、(仮称)総合福祉会館建設事業債、地方特定道路整備事業債、まちづくり事業債が増額となったことにより、対前年度比6億2,460万円、55.4%の大幅な増となっております。

国庫支出金につきましては、児童手当に係る被用者児童手当負担金等、障害福祉費補助・負担金等、まちづくり交付金などが増額となったものの、交通安全施設等整備事業費補助金などが減額となったことから、対前年度比1億7,040万5千円、25.2%の減となっております。

県支出金につきましては、老人医療費補助金などが減額となったものの、県民税取扱負担金、児童手当に係る被用者児童手当負担金等、乳幼児医療費補助金、参議院議員選挙・知事選挙・県議会議員選挙に係る選挙費委託金などが増額となったことから、対前年度比3,456万6千円、11.7%の増となっております。

次に、歳出決算の状況についてであります。

平成19年度の歳出決算額は、83億9,880万3千円で、前年度の決算額と比較して、5億5,610万2千円、6.2%の減となっております。

その主な内訳につきましては、はじめに、目的別決算額の状況では、民生費が26億3,322万6千円、構成比31.4%、土木費が14億5,983万1千円、構成比17.4%、公債費が11億7,742万4千円、構成比14.0%、教育費が8億8,914万9千円、構成比10.6%、総務費が8億8,020万7千円、構成比10.5%等の順となっております。

これを前年度決算額と比較しますと、増加したものは、民生費が(仮称)総合福祉会館建設事業費の増加により、対前年度比7億3,398万円、38.6%の増となっております。

一方、決算額が減少したものは、土木費がJR法隆寺駅周辺整備事業費、道路新設改良事業費、公共下水道事業特別会計繰出金などの減少により、対前年度比9億1,18

6万1千円、38.4%の減、公債費が昭和57年度に借り入れた「斑鳩南中学校建設用地取得事業債」、平成8年度に借り入れた「ふるさとづくり事業債」の完済などにより、対前年度比2億564万4千円、14.9%の減、教育費が史跡中宮寺跡史跡用地購入事業費などの減少により、対前年度比6,332万円、6.6%の減となっております。

また、性質別決算額の状況につきましては、普通建設事業費が21億5,378万8千円、構成比25.6%、人件費が14億9,739万5千円、構成比17.8%、物件費が14億3,598万8千円、構成比17.1%、公債費が11億7,698万円、構成比14.0%、繰出金が8億4,945万1千円、構成比10.1%等の順となっております。

これを前年度決算額と比較しますと、決算額が増加したものは、物件費で、町制60周年記念式典費などが減少したものの、参議院議員選挙をはじめとする各選挙費、後期高齢者医療電算システム導入費、地域活動支援センター機能強化事業費などの増加により、対前年度比5,976万6千円、4.3%の増、扶助費が児童手当の増加などにより、対前年度比3,322万1千円、7.2%の増となっております。

一方、決算額が減少したものは、公債費が平成8年度に借り入れたふるさとづくり事業債などの償還が完了したことなどにより、対前年度比2億565万7千円、14.9%の減、普通建設事業費が（仮称）総合福祉会館建設事業費などが増加したものの、JR法隆寺駅周辺整備事業費の減少、史跡中宮寺跡史跡用地公有化事業の完了などにより、対前年度比2億1,678万円、9.1%の減、人件費が対前年度比8,895万8千円、5.6%の減となっております。

続きまして、平成19年度に取り組みました事務事業について、平成19年度当初予算の施政方針から、その主な取り組み内容を述べさせていただきます。

はじめに、第1の柱「ともに生き心ふれあうまちづくり」の推進であります。

その主な取り組みについてであります。コミュニティづくりでは、少子・高齢社会の進展や人口の減少が進むなか、安全・安心のまちづくりを進めるため、引き続き、自治会組織をはじめ、老人クラブ、子ども会、環境保全推進委員、自衛消防団などさまざまなコミュニティにかかわる組織の活動を支援し、地域での助け合い、支えあいを促進しました。

また、平成19年は、町制施行60周年という記念の年となり、地域への愛着、ふる

さと意識を高めるため、これまでのイベントを中心に、創意工夫を凝らしながら、記念事業を展開しました。

次に、男女共同参画社会の推進では、引き続き町広報紙において「わたしが私らしくあるために」をテーマに男女共同参画の啓発を行うとともに、いかるがホールギャラリースペースにおいて、6月の男女共同参画週間では、県作成の啓発パネル、町作成の推進計画啓発パネルを展示、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間では、県作成の啓発パネル展を開催し、男女共同参画社会の推進をはじめ、女性に対するあらゆる暴力や人権を侵害する行為の撤廃に向け、啓発を進めました。

次に、総合的な情報化の推進では、県及び県内市町村で組織する「奈良県電子自治体推進協議会」において、インターネットを利用して申請・届出手続や公共施設の予約をすることができる汎用受付システムの共同開発・運営を行い、平成19年度においては、本町の公民館、体育施設等の空き状況を確認し、予約することができる、施設予約システム導入の準備を進めました。

続きまして、第2の柱「すこやかにともに生きる福祉のまちづくり」の推進であります。

その主な取組みについてであります。生涯福祉の充実では、すべての人が住み慣れた地域や家庭のなかで、ふれあい支えあいながら、その人らしく生活できるよう、意識づくりや地域ぐるみの福祉活動を促進するとともに、地域福祉活動の核として、社会福祉協議会の活動を引き続き支援しました。

また、斑鳩町（仮称）総合福祉会館の建設につきましては、保健福祉活動の拠点として、平成20年度当初の完成をめざし、その建設を進めました。

次に、高齢者福祉では、高齢社会に対応するため、社会福祉協議会や町老人クラブ連合会、小地域福祉会との連携を図り、社会全体で支え合い支援する地域社会の実現に取り組みました。

また、お年寄りの方ができる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域や家庭で暮らすことができるよう、地域の人たちと保健・福祉などのサービス事業所や地域包括支援センターとの連携により、地域ケア体制づくりを進めるとともに、介護保険サービスの円滑な実施や福祉サービス制度の活用等を積極的に図り、生活支援や生きがいづくり、社会参加等の高齢者福祉の充実に努めました。

さらには、平成20年4月に施行された後期高齢者医療制度につきましては、広域連

合が発足し、制度の円滑な施行に向けた事務作業を進めました。

次に、障害者福祉では、障害者自立支援法の円滑な施行の推進を図り、ハンディキャップの有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域や家庭で安心して助け合いながら暮らせるまちづくりに向けて、関係機関と連携を図りながら、より良いサービスの提供に努めました。

また、コミュニケーション支援事業や相談支援事業などの地域生活支援事業を通して、地域の実情に応じた、柔軟な事業を展開しました。

次に、児童福祉では、少子化が進むなか、「斑鳩町次世代育成支援行動計画」のもと、託児サービスやつどいの広場などの子育て応援事業、育児相談、子育て情報の提供などの子育て支援事業に取り組むとともに、乳児保育や延長保育、一時保育などのさまざまな保育サービスを提供しました。

さらには、放課後児童対策の充実にも努め、女性の社会進出、就労と育児の両立を支援しました。

次に、健康づくりの推進では、町民皆様が健康で活動的に生活できるまちづくりをめざし、引き続き生活習慣病の予防対策に重点的に取り組むとともに、「自分の健康は、自分でつくる」という視点で、一人ひとりが健康管理できるよう、基本健康診査や各種がん検診、健康教育、健康相談の充実にも努めました。

また、母と子の健康を守るため、食に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、食を通しての経験を重ね、食に関する興味を高め、心身の健やかな成長と豊かな人間性を育てる食育の推進に取り組みました。

さらには、妊産婦の方にマタニティーキーホルダーを配布し、それを身につけることで周囲の人たちが配慮できるよう、環境づくりにも努めました。

続きまして、第3の柱「文化の香り高く心豊かなまちづくり」の推進であります。その主な取組みについてであります。生涯学習・スポーツの推進では、公民館教室・生涯学習講座等を開催し、生涯学習の機会を提供するとともに、図書館においては、子どもからお年寄り、ハンディキャップを持つ人など誰もが気軽に図書館を利用し、本に親しめるよう、大きな活字の本や大型絵本の導入など蔵書の充実を図りました。

また、スポーツを通じて楽しみながら、健康づくりや体力づくりを行っていただくため、子どもからお年寄りの方まで、多様な世代を対象とした生涯スポーツの実施に取り組みました。

次に、教育・人づくりの充実では、いじめ問題や児童・生徒の安全確保など、さまざまな課題が提起されるなか、「人づくり」を最も重要な課題ととらえ、心豊かにたくましく生きる力を持つ子どもたちの育成に取り組みました。

各学校においては、学習指導要領のねらいを踏まえ、「生きる力」を育む創意に満ちた教育課程を編成、実施するとともに、「総合的な学習の時間」を活用し、教科の枠を超えた学習の充実など特色ある教育活動を推進しました。

また、小中連携教育の取組みにおいては、特に「道徳教育」に力を入れ、小・中学校9年間を一貫して「斑鳩」の地域に学ぶことにより、郷土を愛する心を育み、自分のよさや個性に気づき、自己の生き方を探求する力を育てるとともに、英会話学習や小中交流事業を推進し、小学校から中学校への移行期における学習・人間関係等のつまずきを防ぎ、不登校の減少に努めました。

さらには、子どもの安全確保を図るために、斑鳩小学校の中館校舎耐震補強工事、斑鳩中学校の本館・北館校舎耐震補強実施設計を実施し、人にやさしい安全な教育環境づくりに取り組みました。

青少年の健全育成として、青少年問題協議会や社会教育委員会議などの機能を生かし、地域社会や学校が相互に連携し、情報交換できる環境づくりを進めるとともに、子どもたちの育成を支える保護者組織や自治会などの地域に身近な組織の活動をより一層支援することで、地域教育力の回復に努めました。

次に、地域文化の保存と創造では、歴史文化の保全・継承として、史跡藤ノ木古墳の整備につきましては、石室の見学施設などの最終工事が終了し、念願であった史跡整備事業が完了しました。日々、多くの観光客や考古学ファンが見学に来られています。

また、史跡藤ノ木古墳のガイドンス機能を備えた本町の歴史・文化の調査・研究・情報発信の拠点施設として整備を進めている（仮称）文化財活用センターの整備につきましては、藤ノ木古墳出土品レプリカ作成や紹介映像の制作など展示関係の業務を進めました。

文化・芸術の振興におきましては、引き続き財団法人斑鳩町文化振興財団の活動を支援するとともに、地域文化創造の拠点施設として、その機能を最大限発揮できるよう、文化振興財団を指定管理者に指定し、施設管理と文化振興施策を一体的にした効率的な、また、質の高い運営を図りました。

続きまして、第4の柱「潤いのある魅力的なまちづくり」の推進であります。

その主な取組みについてであります。市街地・住環境の整備では、JR法隆寺駅周辺整備につきましては、主要事業である駅舎橋上化事業の完成後、平成19年度では、駅南口広場や駅北口の4-1号線の工事を進め、本年3月に工事が完了し、利用者の方にも快適にご利用いただいているところであります。

今後におきましても、計画している周辺道路については、関係地権者の皆様のご理解とご協力を得て、なお一層の事業推進に努めてまいります。

次に、道路・交通体系の整備では、いかるがパークウェイの整備促進につきましては、稲葉車瀬区間において、埋蔵文化財の発掘調査が進められるとともに、岩瀬橋の架替えの下部工事に着手されました。

また、モデル区間東側の五百井・興留区間について、用地測量が実施され、土地の境界の現地立会が行われました。

さらには、三室地区では、国において岩瀬橋から三室交差点への接続に必要な道路構造や交差点計画の検討が進められております。本年2月には、紅葉ヶ丘自治会の代表者の方々と国、町が道路構造について意見交換のための会合もはじめて開催されました。今後も地元地域の皆様との意見交換の場を設けながら、道路計画について協議し、計画をまとめることになっております。

町といたしましても国と連携し、地域住民皆様のご意見を十分に考慮しながら、いかるがパークウェイがまちづくりの根幹として、地域の生活環境の向上や利便性等の高い道路となりますよう努力してまいります。

また、法隆寺線の整備につきましては、整備を完了した一部区間を供用開始するとともに、用地取得ができましたところから順次工事を進めているところでありますが、龍田地区において用地買収が難航しているところがあります。

本事業は、いかるがパークウェイとのネットワーク形成上、欠くことのできないものであります。引き続きご理解を得られるよう交渉に努め、予定区間の早期完成をめざしてまいります。

次に、風景・景観の形成では、斑鳩らしい風景、景観が残る三塔周辺の5地区の方々にご協力をいただきながら実施している景観作物としてのコスモスの栽培につきましては、おかげさまで、斑鳩の里の秋の風物詩として定着し、観光客などたくさんの方々に親しみを感じていただいております。

今後も、こうした取組みを継続しながら、斑鳩らしい風景、景観の保全と継承に努め

てまいります。

続きまして、第5の柱「安全で快適なまちづくり」の推進であります。

その主な取組みについてであります。環境保全の推進では、地域から地球規模に至る環境問題を改善し、次の世代に良好な環境を引き継いでいくためには、私たちの生活あるいは活動が、さまざまな改善に影響を及ぼすことを理解し、また改善できるかを学び、気づくことが大切であります。

そうしたことから、平成19年度におきましても、町民皆様が環境問題について学び、気づき、そして行動を起こすうえで必要な「意識・行動を変える」、「取組みを助ける」、「人材・組織を育成する」、そして行政が「率先して取り組む」といったことをテーマに掲げ、各事業に取り組みました。

「意識・行動を変える」では、環境について学び、ライフスタイルの転換につなげることを目的として、親子を対象に地球温暖化防止及び水質浄化について、成人を対象に地球温暖化防止について、それぞれ体験型学習会を開催し、意識の啓発に努めました。

「取組みを助ける」では、子どもエコクラブ登録団体の活動を支援しました。そのうち1団体が継続した取組みが認められ、当町から2年連続して子どもエコクラブ全国フェスティバルに奈良県を代表して招待されたところであります。

「人材・組織を育成する」では、平成19年4月に第6期となる環境保全推進委員を各自治会から1名ずつ委嘱し、地域が抱えている身近な環境問題を推進委員と連携し、その解決に努めました。

行政が「率先して取り組む」では、環境マネジメントシステムによる環境改善行動について、さらに2施設を運用範囲に加え、行政活動における環境負荷低減に努めるとともに、改善行動をより効率的に行えるようシステムの見直しを図った結果、ISO登録2期目の2年次サーベイランスにおいて、引き続き当町のシステムは「向上」しているとの評価を得たところであります。

次に、ごみ・し尿の処理では、ごみ処理につきましては、平成12年度のごみ処理有料化の導入により、町民皆様のごみ問題に対する意識は高まり、ごみ減量化という大きな成果をもたらしてくれましたが、今後は、これまでのような大幅な減量傾向は現れないと予測しております。

このため、ごみ減量化に不可欠なリデュース、リユース、リサイクルのスリーアールのうち、最も重要なリデュース、そして、廃棄物として処理せず資源化処理するリサイ

クルを中心に、マイバッグ持参推進運動や資源物集団回収への奨励、古紙類・繊維類のリサイクル回収、「紙製容器包装類」の分別回収などの事業に取り組みました。

また、し尿処理につきましては、鳩水園の必要な補修を行うことにより、施設の延命を図るとともに、適切な維持管理を行い、水質汚濁の防止に努め、適正な運営を行いました。

次に、防災・防犯では、防災・消防として、自衛消防団への活動支援、地区別防災訓練、生駒郡総合防災訓練の実施及び緊急時非常招集メールシステムの導入により、災害時等における初動体制及び広域連携の体制の強化、防災意識の高揚を図りました。

また、風水害時の被害軽減、災害発生時の対策の充実を図るため、洪水ハザードマップの配布、災害備蓄品及び避難所施設備品の整備に取り組みました。

次に、防犯として、犯罪の抑止、防犯意識の向上など、行政・町民・関係機関等が一体となった地域防犯の強化を図るため、「こども110番の家」や「SOSネットワーク」の活動、青色防犯パトロールの活動強化、防犯に関する講演会の開催などに取り組みました。

次に、下水道の整備では、生活環境の改善や公共水域の水質保全のため、事業認可区域の整備を鋭意進めており、約135ヘクタールの整備を完了し、1,500件を超える接続申請をいただいたところであります。

今後におきましても、公共下水道をより多くの皆様にご利用いただくためにも、引き続き整備拡大に努めるとともに、環境と共生したまちづくりを推進するため、より一層の水洗化の促進に努めてまいります。

続きまして、第6の柱「にぎわいのあるまちづくり」の推進であります。

その主な取組みについてであります。農業の振興では、農業委員会をはじめ、各関係機関・団体との連携を図り、生産基盤の整備を進めるとともに、農地の保全、遊休農地の再生活動など、都市近郊型農業の振興に努めました。

岡本・稲葉車瀬地区では、集落にある資源を守るための共同活動が実施されるとともに、環境にやさしい農業に取り組む営農活動として、稲葉車瀬地区において、化学合成農薬・化学肥料を軽減する梨栽培が実施されております。

さらには、地域特性を活かした付加価値の高い農業を推進するため、遊休農地を活用した実証展示圃において、これまでのそばと菜の花栽培に加えて、平成19年度からは、黒米・ジャガイモ栽培にも取り組むとともに、遊休農地解消を図るため、農地の保全活

用に向けた検討会を開催し、具体的な解消計画の策定を進めました。

次に、商工業の振興では、これまでの景気低迷に加えて、原油・原材料価格の高騰により収益が悪化するなど、依然として厳しい経営環境が続くなか、引き続き商工業者の債務保証に係る保証料の補給を通して、町内商工業者の経営の合理化、設備の近代化を促進しました。

また、商工会へ財政的支援を行うとともに、連携を図りながら、有利な国・県の制度資金の活用など、経営環境の変化に対応した相談等の支援を実施しました。

次に、観光の振興では、本町にある歴史的・文化的遺産を中心とした観光資源の魅力を、観光各関係機関と連携・協力を図りながら、国内外に広くセールスをするとともに、法隆寺 i センター及び J R 法隆寺駅案内所を拠点とし、斑鳩を訪れる観光客に対しての、もてなしの体制の充実に努めました。

また、外国語を併記した観光案内の充実に取り組み、誰もが気持ち良く、散策していただくことができる環境整備に努めました。

最後に、「計画の実現に向けて」であります。

その主な取組みについてであります。はじめに、行政改革の推進では、前期実施計画を見直し、平成 19 年度から 22 年度までを計画期間とする「後期実施計画」を策定し、全 154 項目を登載し、その実現に向けて取り組んでいるところであります。

地方自治体は、住民に最も身近な基礎自治体として自助自立の行政運営がこれまで以上に強く求められており、本町におきましても、国や県の動向及び現在の社会経済情勢を十分踏まえ、引き続き行財政改革の取組みを職員一人ひとりが常に問題意識を持ちながら進めてまいります。

最後に、財政の健全化では、本町の財政は、低成長、少子高齢・人口減少社会に移行する時代の転換期にあり、三位一体の改革により交付税総額の減額が行われるなど収入の伸び悩みが続くなか、少子・高齢化によって財政負担が増えることで、年々困窮化する状況にあります。

さらには、行財政運営においては、これまで以上に「自己選択」「自己決定」が求められるとともに、その基盤となる財政の健全化を進めるため、平成 19 年 6 月 22 日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。この法律は、特別会計や外郭団体を含んだ負債の水準など新たな財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、一定の基準以下の団体については、早期健全化計画策定や外部監査の義務付け、

起債の制限など、再生のための新たな制度が確立されました。

新しい法制度のもと、本町におきましては、社会と時代の転換を見極め、自ら変えていこうとする意思を持ち、「持続可能な自治の営み」を目標に職員一人ひとりがこれまで以上に事務事業の効率や成果等についての意識改革を図りながら、職員一丸となって目標達成に向けた継続的な取組みをすることにより、将来の世代に健全な財政を引き継いでまいります。

財政健全化の過程におきましては、住民皆様をはじめ各方面にわたり多大なご負担やご迷惑をおかけすることも考えられますが、自治体として責任をもって自主的・主体的なまちづくりを推進すべく住民皆様と一体となって、基金の取崩しをすることなく年度予算が編成できる「持続可能な財政体質の確立」を目標に取り組んでまいります。

以上が、平成19年度斑鳩町一般会計に係る各種施策の主な取組みの概要であります。

次に、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当特別会計の運営は、財政基盤での不安定要素があるものの、被保険者のご理解とご協力を得るなかで、保険者として経常経費の節減をはじめ、保健事業の推進による医療費の抑制や貴重な財源である国民健康保険税の確保など、財政運営の健全化にも努力してまいりましたが、歳入決算額は26億8,995万2千円、歳出決算額33億3,522万5千円、差引6億4,527万3千円の歳入不足となりました。

平成20年度予算から赤字分の繰上充用の措置を行うことで決算を終えることとなったところであり、依然として危機的な決算状況が続いているところであります。

歳入歳出それぞれの決算額を前年度と比較しますと、歳入では3億5,484万2千円、15.2パーセントの増、一方、歳出では4億8,021万6千円、16.8パーセントの増となっております。

後期高齢者医療制度の発足、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の新設や公的年金からの特別徴収、特定健康診査・特定保健指導の実施義務等、医療制度が大きく変革していくなかで、保険者として被保険者の皆様が安心して医療を受けていただけますよう、各種保健事業との連携強化により医療費を抑制し、また、国民健康保険税の収納率の向上に向けた積極的な取組みを継続して行い、国保の健全運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第4号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につい

てであります。

歳入決算額は21億594万9千円、歳出決算額は21億3,525万5千円で差引2,930万6千円の歳入不足となっております。このため、平成20年度予算におきまして、同額の繰上充用の予算措置を行い、決算を終えております。

この歳入の不足は、支払基金交付金及び国・県負担金に交付不足が生じたためであり、平成20年度予算でそれぞれ追加交付を受け精算することとしております。

医療給付の動向につきましては、老人保健受給資格者一人当りの医療費は月額6万1,147円で前年比2,780円の増加となっております。診療の種類別では、入院・歯科が前年度より減少した一方、外来・調剤が給付額ベースで増加となりました。

この老人保健事業は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行しております。一年を通じた本格的な給付は、平成19年度が最後となりますが、平成20年3月診療分及び月遅れ請求などに係る医療の給付等が残ることから、この特別会計は平成22年度まで設置することとなっております。

次に、認定第5号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は465万8千円、歳出決算額が11万6千円で、実質収支額は454万2千円となっております。

引き続き、財産区財産（下司田池）の適正な管理に努めております。特に、付近住民の方が溜池の水環境の悪化を懸念されていることから、良好な生活環境を保つため、夏場の気温が高い時期に水中曝気ポンプを稼働させ、水環境の悪化による悪臭を防いでおります。

今後とも地元住民皆様や水利組合とも十分に協議しながら、適切な管理に努めてまいります。

次に、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出決算につきましては、歳入決算額17億5,871万3千円、歳出決算額17億5,871万3千円で決算を終えたところであります。公共下水道事業につきましては事業認可区域245ヘクタールのうち、平成19年度は、平成20年度までの3ヶ年の継続事業として2つの幹線工事を引続き実施するとともに、平成21年度までの2

ヶ年の幹線工事を発注し、管渠延長約1,800メートルに取り組んでおります。

また、龍田西3丁目、龍田西6丁目、小吉田1丁目、五百井1丁目、法隆寺南1丁目、興留1丁目、興留7丁目地内において面整備を実施し、管渠延長で約5.9キロメートル、整備面積で約17ヘクタールの整備を行いました。

また、平成19年度の工事発注に伴う入札執行残により、平成20年度に予定いたしておりました服部1丁目、興留1丁目地内の面整備を前倒し発注いたしております。

次に、公共下水道の接続申請は248件の申請をいただき、供用開始からの総件数は1,520件となりました。

今後も、安心、安全で快適な生活を住民皆様に提供できるよう、整備及び普及促進に努めてまいります。

次に、認定第7号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当特別会計では、介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の周知を図り、要介護認定の普及推進やサービスの安定的供給等介護保険事業計画に基づき制度の適正な運営に努めているところであります。

平成19年度の収支状況は、歳入決算額で14億1,533万9千円、歳出決算額で13億7,646万9千円、差引3,887万円となっております。

支払基金交付金における介護給付費交付金について、給付実績に対する法令で定める割合の負担金及び交付金374万8千円が受入れ不足となっており、また、支払基金からの地域支援事業交付金では、法令で定める割合以上に負担金等を受入れていることから、超過交付額204万1千円を償還することとなっており、差引受入れ不足額170万7千円を平成20年度で受入れを行うこととなっております。

国庫支出金、県支出金等につきましては、平成19年度の給付実績に対し、法令で定める割合以上に負担金等を受け入れていることから、超過交付額736万円を平成20年度で償還することとなり、還付未済額等を差し引いた金額を介護保険給付費準備基金に積立を行う予定であります。

次に、同意第2号及び同意第3号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて（その1、その2）であります。

現委員の藤川和子氏及び松井喜昭氏の任期が平成20年10月7日をもって満了となることから、引き続き藤川和子氏に、そして松井喜昭氏の後任として高塚好弘氏を任命

いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の城野博次氏の任期が平成20年11月11日をもって満了となることから、新たに和田佐知子氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましても概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、先ほど町長から総括提案説明を受けましたので、日程17、承認第9号、日程18、承認第10号、日程25、同意第2号、日程26、同意第3号、日程27、同意第4号を除く町長提案の16議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7、議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって議案第38号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第39号 斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって議案第39号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第40号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第41号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第41号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第42号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第42号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第43号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第43号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第43号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第44号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第44号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第44号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 14、議案第 45 号 平成 20 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第 45 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 45 号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 15、議案第 46 号 平成 18 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14 番、木澤議員。

○14 番（木澤正男君） この議案につきまして、残存物等が残っていることによって曲線施工に変更をするということで、町の方としまして工事を進めなければいけないということで理解はしているんですけども、担当の常任委員会で議論もございましたけれども、やはりその残存物が県のものではないのかということにつきましては、町民の税金を使ってそういうふうに余分な支出になると思うんです。そのことにつきましては、やはり納得がいかないといいますか、という思いがありまして、一定部長の方でもご努力いただいていると思いますが、県の対応につきまして、改めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） この件につきましては、県営水道が所管することから、県の水道局に対しましても協力を求めまして調査を進めていただきました。そして、当時施工いたしました業者の方に事情を聴取していただいたのも事実でございます。改めて、それ以上に、県の道路管理されております道路維持の方からも指導をしていただいた経過がございます。

しかしながら、年数が経過しているというようなことから、これを特定する責任にしましては、どうしても特定することは難しいのではないかという結論に至った状況でございます。あっさり和我々がそういう決断をしたということではございませんので、どうぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 14 番、木澤議員。

○14 番（木澤正男君） そのような状況の中で、町としてもやはり簡単に引き下がったわけではないということで、ご努力をいただいているというのはよくわかるんですが、やはり今後も、今のところ県として何か、お金を出すというか、県としても何か負担を担うというようなこともないように思われるんです。そのことにつきまして、今回、こ

の議案について、いたし方がないと思うんですが、今後、やはりこの問題については追及を続けていただきたい。

また、部長の方でもご努力いただきましたけども、町長としても、斑鳩町として県に対しまして、この問題については、やはり今後も引き続き、何とかならないのかということと交渉を続けていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 同じく私もこの議案を見ました時に、町の下水道事業としてはこれは進めていかなければならないということで、この案件にあえて反対するつもりはないんですが、今の質問者と同じように、大きな疑問を持っております。ましてや、公共下水につきましては、加入負担金の問題で色んな住民さんの声があったり、我々も低所得者への減免なんかを考えられないかというような話などもしてきている中で、非常に町民の皆さんにも負担を願っている事業ということもありますので、こういう形でこういうふうにお金を使うということについては、非常に私としても納得しにくい点があるわけなんですけど、今後もこういうことってあり得るのかなあと。

こういうことって、県営水道の方の工事から、それで町へ引き継いで、こんなんよそでもやってはることやと思うんですが、こういった中でこういうことがあり得るのであれば、もっと明確に、要綱であったり何かきちっとしたものを定めて、で、業者の責任というのはどこまで問えるんかとか、そういうことをもうちょっと何とか出来ないかなあと。工事を実施する斑鳩町だけがかぶらんなんらんと、これはちょっと理不尽な気がするんですが、今後の動向も含めまして、これまでの例とか含めまして、方向性などお尋ねをしておきたいなというふうに思いますが。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） これらの件につきましては、今回のこういった事態を教訓といたしまして、道路管理されてます、県道管理されてます県の道路維持の方に、郡山土木を通しましてそういった形で色んな、我々から言いまして指導という言葉はおかしいですけども、そういった事例があったということは念をついて説明はさせていただきますので、今後の対応については、また変わってくるだろうとは考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ですからね、県が事業をした、そこから引き続いて町がつか

いしていくというような工事をしていくとかいう時の連携であったり、図面どないして見はんのかわかりませんねんけどね、ということであったり、そして万が一今回のようなことが起こった時には、どういう責任が発生してくるのかというような明確化ですね、業者はそのことを十分にきちっと図面に残さなかったのかどうか、残してあったけれどもそれをきちっと県が、道路管理者としてそれが残っていることを確認ようしてなかったのか、それとも斑鳩町が公共下水の設計をする時に、その点はその時点では、設計の過程でそこまでは見ているのか見ないのかとか、色んな問題がついてくると思うんですけどね、その辺についてはちょっと明確にして、こういうことが起こった場合の責任のあり方というのをやっぱり明確にしておいていただかないと、何か、こういうことがあってこだけお金使いますよと、町が全部負担ですよというのは、どうも理不尽な気がしてならないんです。

ですから、町としてこの問題については、今度積極的に、今後このようなことがないように、やはり県と協議をしていただき、業者も、こういう工事をする業者というのは一定のレベルの業者であろうと思われまますので、業者としての、やっぱり事業者としての責任やモラルとか、そういうものをきちっと持っていただく、そういう指導をきちっとしていただいてきた上で責任問題も明らかにしていくというような形を、今後きちっととっていただきたいと思います。

あえて反対はいたしません、こういう問題については、今後こういうことのないように、そして責任の所在を明らかにし、そして費用負担がやっぱり大きいのでね、非常に個人にも負担をおかけしている事業ですので、出来るだけやはりこういうことのないように私たちは願っておりますので、町としても心してこの問題については、我々も住民さんに説明する時も、やっぱりこういう問題になると、きっと住民さんの方もそういう疑問を持たれると思いますので、やはり町としましても、今後こういうことのないような形で、そしてこういうことがあった時にはどういう対応をするのか明確化していただけるよう、ぜひ強くお願いをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） ほかないですか、よろしいですか。これをもって議案第46号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、議案第47号 三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第47号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第47号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程17、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて
(損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について)、日程18、承認第10号 町長専
決処分について承認を求めることについて(平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第
3号)について)、以上2議案を、会議規則第37条の規定により一括議題として、提
出議案説明、質疑討論までを一括して行うこととし、会議規則第39条第3項の規定に
より、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって承認第9号、承認第10号について
は、一括議題として委員会付託を省略いたします。

地方自治法第117条の規定により、西谷議員の退席を求めます。

(西谷議員 退席)

○議長(中川靖広君) 理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、承認第9号及び承認第10号につきまして一括し
てご説明申し上げます。

まず、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて(損害賠償請求
上告提起兼上告受理申立について)、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案書の朗読をさせていただきます。

承認第9号

町長専決処分について承認を求めることについて

・ (損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、損害賠償請求上告提起兼
上告受理申立を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会
の承認を求めます。

平成20年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

次に、次のページの専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第11号

専決処分書

損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年7月7日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、次のページをお願いをいたしたいと思えます。

損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について、朗読をもってご説明を申し上げます。

次のとおり大阪高等裁判所平成19年（行コ）第26号損害賠償請求控訴事件の判決に不服のため、損害賠償請求上告提起兼上告受理申立をする。

1 当事者

上告人兼上告受理申立人 斑鳩町長 小城利重

被上告人兼相手方 奈良県生駒郡斑鳩町稲葉車瀬1丁目14番10号

西谷剛周

2 事件の概要

峨瀬自治会の集会所建設に際し、斑鳩町が土地の無償譲渡及び補助金の交付という異なる制度に基づき、実質的には補助金の限度額を潜脱する経済的支出をしたことは違法であるなどとして、被上告人兼相手方から斑鳩町長らを被告として、平成16年6月13日奈良地方裁判所に損害賠償を求める住民訴訟が提訴された。平成19年2月28日奈良地方裁判所は、被上告人兼相手方の請求を棄却する判決を言い渡したが、被上告人兼相手方がこれを不服として控訴していたものである。

3 判決言渡年月日

平成20年6月27日

4 第2審判決の表示（主文）

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 被控訴人は、小城利重に対し、2194万6899円及びこれに対する平成16年6月26日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- (3) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用（参加に要した費用を含む。）は、第1、2審を通じ、これを5分し、

その3を被控訴人の、その余を控訴人の各負担とする。

5 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

6 上告受理申立の趣旨及び上告の趣旨

(1) 本件を上告審として受理する。

(2) 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

ただいま朗読いたしました申立のとおり、峨瀬集会所に伴う損害賠償請求控訴事件につきましては、平成20年6月27日、大阪高等裁判所において判決があり、内容につきましては、1審の奈良地方裁判所の判決を変更するもので、その主文は先ほどの申立についてで朗読させていただきました主文のとおりでございます。

町といたしましては、この大阪高等裁判所の判決は極めて不当な判決でありますことから、最高裁判所に上告することとし、上告手続は判決から2週間以内であることから、その必要な手続として、損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について及びこれに関連する補正予算として、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてを、平成20年7月7日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)ご説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

承認第10号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成20年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

次に、専決処分書の朗読をさせていただきます。

斑専第12号

専決処分書

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年7月7日

斑鳩町長 小城利重

それでは、補正予算書によりご説明を申し上げます。

今回の補正予算、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算のみを補正したものであります。予算に関する説明書の3ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第13節委託料で、最高裁判所に上告するため、損害賠償請求上告提起兼上告受理申立事件の弁護士への着手金として、5万3,000円の増額補正をお願いするものであります。その財源は、第12款予備費から充当するため、5万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算のみを補正する。

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年7月7日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について）及び承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）のご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます、ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この件につきましては、出た判決が違うということ、そして

判決の2つですね、地裁の分、高裁の分読ませていただきますと、議会での議決についての表記がされております、議会での取り扱いについて。そして、我々議会としても議決をとって町が執行していることにつきまして、司法がどのように見ておられるのか、議会というものをどう考えておられるのかということについては、ちょっと私自身もこれを読んでいて納得のいきにくい点などもありました。裁判所から出てくる文書、なかなか難しいですけれども。

それで、我々としましても、議会で議決したことを明らかにしていただくということは結構かと思いますが、ただ補正予算で出している着手金の費用ですね、裁判の、結構金額的に非常に低いもんですから、私たち一般の個人の方が負債処理なんかするのに弁護士さんお願いしても、3万から5万というような着手金をいただくというような話も聞いてる中で、非常に弁護士費用が安い形で出てるんですが、顧問弁護士さんに対して、こういう案件が起こった時の費用の支払い方法なり、それとまた金額的に非常に安いのではないかなと思うんですが、この中身についてちょっとご説明いただけたらというふうに思うんですが。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、費用につきましてですけども、川崎法律事務所弁護士報酬規定がございます。これに基づいて支払いはさせていただいております。

今回の場合につきまして、第1審から始まっております。そうした中で、本件につきましては、町が受ける経済効果が非常に不明ではかりづらいということで、第1審につきましては、63万円に消費税ということで66万1,500円としております。第2審につきましては、40万円掛ける消費税の42万円とされております。第3審、上告、最高裁についての着手金でありますけども、これにつきましては、今日までの第1審、第2審の流れがございます。それを受けまして非常に安い金額となっております、結果といたしまして。

なお、これで最高裁勝訴、町が買った場合につきましては、当然ここに成功報酬がプラスされてまいります。

以上であります。

○議長（中川靖広君） それでよろしいですか。

○13番（里川宜志子君） はい。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ちょっとだけ確認だけしときたいんですけど、先ほど部長が被上告人兼相手方というのを西谷ゴウシュウさんと言われましたけど、名前はそれでよろしいんですやろか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ヨシチカさんとゴウシュウさん両方ありますけど、選挙でゴウシュウ使っておられますんでゴウシュウと言わせていただきました。

○議長（中川靖広君） ほかありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

承認第9号、承認第10号の2議案については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対の議員の意見を求めます。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 私は、平成20年6月、2審の大阪高等裁判所の判決を支持するものであります。よって、小城町長が3審目に控訴することに異議を唱えるものであります。したがって、承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について）及び承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）に反対の立場でその理由を申し述べます。

町民全体の大切な財産として町当局に納付された寄附を、町の要綱に定められた基準を超えて特定地域の集会所建設の費用として補助したことは違法であるとする2審の判決は、当を得たものであると思います。

さかのぼって、平成19年2月の奈良地方裁判所の判決では、この基準を超えた補助金については、議会の議決などをもって一定の手続を踏んだものとして告訴人西谷現町議を敗訴としておりますが、重ねて申しますが、大阪高裁は、条例、要綱を逸脱した施策は、いかに手続を踏んだとしても無効であるとしたものでありまして、法律を超えて条例や要綱をつくったり施策を行ってもそれは無効であるということは、町理事者、職員、議員、斑鳩町民はひとしく理解するところでありましょう。

それより、今、町長のなさるべきことは、2審判決の履行とご自身の行政手法を分析されることと同時に、町内には集会所を持ちたくても持てない自治会がたくさんございます。こうした自治会の集会所建設をどう進めていくのか、これを積極的に検討にかかわられるべきだと思います。

以上の理由から、本案に反対いたします。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を承認することに賛成の議員の意見を求めます。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償請求上告提起兼上告受理申立について）及び承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の承認に賛成の立場から意見を申し述べます。

憲法第32条、何人も裁判所において裁判を受ける権利は奪われない、このことを踏まえた上で、承認第9号、町当局が最高裁に上告されましたことは理解いたします。

係争内容につきましては、当議会が判断すべきではなく、裁判所でおのずと判断されるものでありましょう。

専決処分につきましては、上告期限が14日以内と定められており、地方自治法第179条第1項の規定、議会を開催するいとまがないための処置であることを理解いたします。

また、承認第10号につきましては、承認第9号を承認したことにより発生するものであり、理解出来るものであります。

以上、議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

まず、承認第9号について、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって承認第9号については、賛成多数で承認いたされました。

次に、承認第10号について、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって承認第10号については、賛成多数で承認いたされました。

（西谷議員 着席）

○議長（中川靖広君） 続いて、日程19から日程24までの6議案は、いずれも平成19年度各会計に係る決算認定案件であります。

よって会議規則第37条の規定により、6議案を一括議題とすることにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって日程19、認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程20、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程21、認定第4号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程22、認定第5号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程23、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程24、認定第7号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました6議案について、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって認定第2号から認定第7号までの6議案に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています6議案につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、委員6名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって認定第2号から認定第7号までの6議案については、委員6名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、小林議員、辻議員、厚生常任委員会から、里川議員、吉野議員、建設水道常任委員会から、宮崎議員、西谷議員、以上の6名の議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

続いて、日程25、同意第2号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて(その1)、日程26、同意第3号 斑鳩町教育委員会委員の任命につい

て同意を求めることについて（その２）、以上２議案を、会議規則第３７条の規定により一括議題とし、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第２号、同意第３号の２議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、同意第２号及び同意第３号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて（その１）及び（その２）について、一括してご説明を申し上げます。

現委員の藤川和子氏及び松井喜昭氏の任期が、平成２０年１０月７日をもって満了となることから、藤川和子氏については引き続きお願いし、そして松井喜昭氏の後任として高塚好弘氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

同意第２号

斑鳩町教育委員会委員の任命について

同意を求めることについて（その１）

標記について、下記の者を斑鳩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

平成２０年９月１日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町稲葉車瀬２丁目３番４号

氏 名 藤川和子

生年月日 昭和１６年６月１１日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに記載いたしておりますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

次に、同意第３号の議案書を朗読させていただきます。

同意第３号

斑鳩町教育委員会委員の任命について

同意を求めることについて（その２）

標記について、下記の者を斑鳩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めます。

平成２０年９月１日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町大字法隆寺４６７７番地

氏 名 高塚好弘

生年月日 昭和２２年７月４日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに記載いたしておりますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。ご説明とさせていただきます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。同意第２号、同意第３号の２議案については、質疑、討論を省略し、一括して原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第２号、同意第３号の２議案については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程２７、同意第４号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第４号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、同意第４号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現委員の城野博次氏の任期が平成２０年１１月１１日で満了となることから、新たに和田佐知子氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第4号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の
選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成20年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目2番41号

氏 名 和田佐知子

生年月日 昭和34年2月10日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。同意第4号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第4号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意いたされました。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明2日から3日までは休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後1時44分 散会）